



日刊 重労千業

國鐵千葉動力車勞働組合

〒260 千葉市中央区要町 2 番 8 号 (動力車会館)
電話 { (鉄電) 千葉 2935・2936 番
 (公) 043 (222) 7207 番
94.4.8 No. 3975

「政・資・交渉」は國の死だ 「政策提言」は國の死だ

中労委命令をめぐつて、国労が大きく「路線転換」を始めている。一切の目標を「政労使の交渉テーブル実現」にしぶり込もうとしているのだ。三月二三日には、国労側からも、命令の取り消しを求める行政訴訟が起こされたが、これにあたって出された、「全面勝利解決への行訴の位置付け（案）」という討議資料では、繰り返し次のように主張されている。「国労の行訴は、政労使の交渉テーブルという土俵へ引きずり出すもの」「交渉テーブルを作らせ着かせる動きは強まる。この動きを政労使闘いの通過点として行訴を行なわざるを得ない」「地裁での解決の動きは強まる。この動きを政労使の交渉テーブルへ結びつける」……。要するに、行訴も「交渉テーブル実現のための通過点として位置付ける」というのだ。しかし、「政労使交渉の場での解決」とは一体何を意味するのか。「政労使交渉の場での全面勝利解決」などそもそもあり得ることなのか。このことを、今一度原点に還つて見定めなければならない。

中労委命令をめぐつて、国労が大きく「路線転換」を始めている。一切の目標を「政労使の交渉テープル実現」にしぶり込もうとしているのだ。三月二三日には、国労側からも、命令の取り消しを求める行政訴訟が起こされたが、これにあたって出された、「全面勝利解決への行訴の位置付け（案）」という討議資料では、繰り返し次のように主張されている。「国労の行訴は、政労使の交渉テーブルという土俵へ引きずり出すもの」「交渉テーブルを作らせ着かせる闘いの通過点として行訴を行なわざるを得ない」「地裁での解決の動きは強まる。この動きを政労使の交渉テーブルへ結びつける」…。要するに、行訴も「交渉テーブル実現のための通過点として位置付ける」というのだ。しかし、「政労使交渉の場での解決」とは一体何を意味するのか。「政労使交渉の場での全面勝利解決」などそもそもあり得ることなのか。このことを、今一度原点に還つて見定めなければならない。

きたのではなかつたのか。政府の力で国労の要求が「一括全面解決するのだとしたら、十年間に及ぶ厳しい闘いを強いられてきたことは一体何だつたのか。全ての地労委で全面勝利命令が公布されたにも係わらず、一千名を越える清算事業団労働者が再度の首切りの辱を受けなければならなかつたのは一体なぜだつたのか。それよりも何よりも、「十二・二四中労委命令」自体が、清算事業団闘争と国鉄労働運動を解体する意図に貫かれた反動命令ではないのか。こうしたことの一切が、ほとんど語られなくなり、そして、国労方針では、突然、政府はわれわれの味方となつたのである。

以外にはありえないことである。しかし、これは冗談ではない。これが、国労の基本路線になろうとしているのだ。

結局、このような「政労使交渉のテーブル」が実現する条件はただひとつしかない。国労が、政府や連合やJ.R連合の土俵まで下りるということである。分割・民営化体制反対の闘いの旗を下ろし、反連合の立場を放棄し、何よりも解雇撤回・原職奪還の原点を投げ出すということだ。要するに清算事業団労働者を取引の材料とし、切り捨てるということだ。しかしそのときには、「全面勝利解決」どころか、国労としての死が待つばかりである。

「言路線」ともいうべきものであり、これが、七月大会以降の国労の基本路線となろうとしている。

われわれは、次にこの「交通政策提言路線」のもつ意味について、見ていくことにする。何故ならば、それ自身が重大な国労の路線転換であり、「政労使交渉解決路線」と一体のものだからである。

結論的に言つて、この「交通政策提言路線」は、九一年に出された、運輸省・運政審答申の「鉄道復権論」の土俵に、国労として、そつくり乗つてしまおうとするも運のあり、事実上、国労が分割・民営化体制反対の旗を降ろすこと、を意味するに等しいものである。そもそも、運政審答申の「鉄道

きたのではなかつたのか。政府の力で国労の要求が「一括全面解決するのだとしたら、十年間に及ぶ厳しい闘いを強いられてきたことは一体何だつたのか。全ての地労委で全面勝利命令が公布されたにも係わらず、一千名を越える清算事業団労働者が再度の首切りの屈辱を受けなければならなかつたのは一体なぜだつたのか。それよりも何よりも、「十二・二四中労委命令」自体が、清算事業団闘争と国鉄労働運動を解体する意図に貫かれた反動命令ではないのか。こうしたことの一切が、ほとんど語られなくなり、そして、国労方針では、突然、政府はわれわれの方となつたのである。

以外にはありえないことである。しかし、これは冗談ではない。これが、国労の基本路線になろうとしているのだ。

結局、このような「政労使交渉のテーブル」が実現する条件はただひとつしかない。国労が、政府や連合やJ.R連合の土俵まで下りるということである。分割・民営化体制反対の闘いの旗を下ろし、反連合の立場を放棄し、何よりも解雇撤回・原職奪還の原点を投げ出すということだ。要するに清算事業団労働者を取引の材料とし、切り捨てるということだ。しかしそのときには、「全面勝利解決」どころか、国労としての死が待つばかりである。

まさか国労が、とわれわれも思いたい。しかし、国労が、「自らの力と闘いによる解決」の道ではなく、「政労使交渉、政府の力による解決」の道に踏みだそうとしていることは厳然たる事実である。この点については、一切の幻想にとらわれることなく、事態を正確に見定めなければならぬ。何故ならば、この点をあいまいにしてわれわれの悲願である一〇四七名の解雇撤回をかちることは絶対にできないからである。

「言路線」ともいうべきものであり、これが、七月大会以降の国労の基本路線となろうとしている。

われわれは、次にこの「交通政策提言路線」のもつ意味について見していくことにする。何故ならば、それ自身が重大な国労の路線転換であり、「政労使交渉解決路線」と一体のものだからである。

結論的に言つて、この「交通政策提言路線」は、九一年に出された、運輸省・運政審答申の「鐵道復権論」の土俵に、国労として、そつくり乗つてしまおうとするも運動のあり、事實上、国労が分割・民営化体制反対の旗を降ろすこと、を意味するに等しいものである。そもそも、運政審答申の「鐵道復権論」とは、支配階級の側から反國鉄分割・民営化の破たんを自認した上にたつて、より反動的な鐵道の帝国主義的再編成を行なうことの宣言であった。今風に言えば、戦鐵道版「日本改造計画」であり、確鐵道版「海外派兵計画」である。保國労は、分割・民営化の破たん、運道斜陽論」の破産といふ一点の一致に飛びついで、政府にも、連合にも、路線転換の証とすることをもつて、「政労使の交渉テーブル」を実現しようとしている。しかし、これは、解雇撤回・清算事業団闘争勝利の鬭いとは、根本的に相容れないものである。「つづく」